

福島第一原子力発電所における  
「原子力事業者防災業務計画」の修正ならびに届出について

2024年10月1日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、2000年6月に施行された原子力災害対策特別措置法に基づき、「原子力事業者防災業務計画\*」を原子力発電所ごとに作成し、運用してまいりました。

同法の規定において、原子力事業者は「原子力事業者防災業務計画」を毎年見直しするとともに、必要な場合はこれを修正することとしております。

この度、福島県をはじめ地元自治体と協議の上、福島第一原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を内閣総理大臣ならびに原子力規制委員会に、本日届出ましたので、お知らせします。

○「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨（修正日：2024年10月1日）

- ・組織改編に伴う副原子力防災管理者と代行順位の変更について
- ・気象観測装置の設置場所変更について
- ・共用プール水位E R S S伝送に係る読替反映
- ・原子力防災資機材の保管場所移転に伴う修正

以 上

\* 原子力事業者防災業務計画

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害時の復旧に必要な業務等について定めたもの。本文は当社HP

([https://www.tepco.co.jp/about/power\\_station/disaster\\_prevention/pdf/protect\\_1f.pdf](https://www.tepco.co.jp/about/power_station/disaster_prevention/pdf/protect_1f.pdf)) をご参照ください。